

2024年2月13日

リサイクル燃料貯蔵(株)

代表取締役社長 高橋 泰成 様

核の中間貯蔵施設はいらない！下北の会

会長 野坂 庸子



申し入れ書

日頃の当むつ市発展のためのご尽力に衷心よりお礼申し上げます。

さて、当会は表題の通り、貴職の事業に対して見解の相違を抱く団体であります。今回、面談の場を設定いただいたことに感謝申し上げます。

貴職の事業が原子力規制委員会の審査を通過し、新しい局面を迎えていること、また、同委員会が使用済み核燃料の搬出元とされる東京電力柏崎刈羽原子力発電所の核燃料移動禁止措置を解除したことは承知しているところです。そして本施設の事業開始スケジュールが年度内にも発表される運びであることも報道で知り得ております。

つきましては当会が日頃より疑問に感じている点や見解をお伺いしたい事項が数点ありますので以下につきまして本日の協議を踏まえながら2月末をメドに文書にて回答をお願いします。

記

(1) 事業開始と再処理工場稼働との関連について

① 50年後の搬出先が不明確なままの使用済み核燃料の貯蔵開始について貴職の考え方をお示し願います。

六ヶ所再処理工場の操業に目途が立たない状況にあり、27回目の竣工延期も避けられないと判断します。同工場の審査は、地盤調査のため追加ボーリング等が続いており、「地盤モデルの作成」という最も基本的な内容についての審査が行われていると承知しています。地盤の調査・審査が終了しても入力地震動の策定、建屋・機器の耐震計算が残っています。そしてこれらの一連の作業がすべて終了して原子力規制委員会の審査が終了するまでには楽観的に見ても10年単位での日時を要するものと考えます。その上での貯蔵開始でも構わないのではないのでしょうか。

また、仮に六ヶ所再処理工場が稼働を開始したとして1993年に着工した施設は50年にわたって当施設に中間貯蔵した核燃料を搬出する頃には80年を超えており、老朽化、劣化により操業不能となっている可能性がかなり高いと思われます。その意味でも貯蔵前には第2再処理工場などのプランを明示すべき考えます。こうした状況では搬出先なきままの操業となり、貴職の本来の事業の大前提であるはずの一時貯蔵という事業計画は本末転倒と判断するものです。この点について貴職の考え方を伺います。

② 使用済み核燃料の再処理事業の必要性について貴職のご判断をお伺いします。

再処理事業について内閣府原子力委員会は余剰プルトニウムを持たないために、プルサーマルで利用できる量の生産にとどめるよう決定していますが、高速増殖炉の廃炉、MOX燃料による原発の稼働の現状を踏まえた場合、中間貯蔵から再処理という工程はその存在が不要と思われる。

仮に再処理事業が開始されても高レベル廃液のガラス固化の目途が立たない状況にあります。東海再処理工場に残る高レベル廃液のガラス固化も予定通り進まず、中断したままです。このことにより高レベル廃液による重大事故の危険性がさらに増大するだけです。

(2) 現在のエネルギー環境下で使用済み核燃料を原発施設から搬出する必要性について

- ① 政府が老朽化原子力発電の再稼働を計画していることは承知していますが、それでも多くの国内原発のうち50～60年後に運転が見込まれるのは最大で4基程度とされています。また人口減少時代で今話題の「2040年8掛け社会」到来説ではすでに15年後には現役世代が現在の8割まで落ち込むとされ、それ以降も加速度的に減退することが予想されます。当然、エネルギーの需給計画も大胆な見直しが必要となり、ますます中間貯蔵の存在意義は霞んでくると考えられます。こうしたことについて貴職の事業計画の将来性をお伺いします。
- ② 現在、貴職が搬入を予定する柏崎刈羽原発（使用済み核燃料貯蔵率81%）、東海・敦賀原発（使用済み核燃料貯蔵率69%）は両社とも再稼働のスケジュールは未定であり、様々なリスクを冒してまで直ちに搬出する必然性は見当たりません。このことについても貴職の考え方をお聞きします。
- ③ もし、原発施設からの使用済み核燃料の搬出が喫緊の課題であるとするならば、福井県より県外搬出を求められている関西電力所有の原発に限定されます。山口県への新中間貯蔵施設を計画していると聞き及んでいますが、上関原発を拒否し続ける地域住民が簡単に建設を認めるとは到底思われません。仮に立地が決まったとしても搬入開始までは相当の年数が必要と想定されます。こうした中、電事連の池辺会長は様々な場面で「むつ施設の共用化」を発信し続けています。これでは、いかに貴職が共用化を否定しても貴社を含めた電力業界のトップがこのような姿勢を持ち続けるのであれば、私たちは全く信用することはできません。このことについて電事連サイドや親会社へどのような姿勢で臨んでいるのかお伺いします。

(3) 能登半島地震などを踏まえた貴施設の防災対策について

- ① 過日の能登半島大地震を見るならば、本施設を含め、下北半島の原子力施設の地震動評価や避難計画について抜本的な見直しが求められるのではないのでしょうか。下北半島は能登半島と似た状況にあります。

能登半島地震では、海底活断層を短く切り縮める過小評価が行われてきたと活断層学会の会長が問題提起を行っています。下北半島の周りの海域には、長大な活断層が存在することが変動地形学者により指摘されていましたが、当該施設を含む原子力施設の地震動評価では、これが採用されなかった経過があります。北陸電力志賀原発でも想定外の被災が目を追うごとに判明している実態があります。こうしたことを踏まえるならば活断層の再評価が重要と判断しますが貴職の見解を伺います。

地震などと複合して原子力施設の重大事故が発生した場合、能登半島同様、下北半島でもその場に取り残されて避難ができず、被ばくを余儀なくされ、医療が届かず、生活物資すら届かない恐れもあります。避難計画の抜本的な見直しを施設稼働前にあらためて点検する必要があると思わないのでしょうか。

- ② オフサイトセンターについて貴職の考え方をお伺いします。

使用済み核燃料中間貯蔵施設についても近年の総務省防災課指示によりオフサイトセンターは必須施設となっていると承知しています。しかし、貴職は東通原発オフサイトセン

ターとの共用という形で対処するとしていますが、ひとたび災害が発生すれば同一カ所からの指示指令が果たして現実的なのか疑問を持たざるを得ません。操業開始前にきちんと独自のセンターを設置することは最低限の地域住民への義務であると考えますが、この点についてどうお考えなのでしょうか。また、現時点で共用オフサイトセンター施設のなかで貴職ではどの程度の日常的人員配置を考えているのかお知らせ願います。

(4) 安全協定締結に向けて

- ① そもそも安全協定という性格からも貯蔵期間終了時の搬出先が現時点で明確かつ現実的に可能な方策を盛り込まなければ、『安全』という判断には立ち得ないと考えますがこの点をスルーした内容では納得できるものではありません。この点についての見解をお願いします。
- ② 先にむつ市長も市議会で貴職の主導による住民説明会を要請していると聞き及んでいます。立地協定締結当時の2005年から20年近い年月の間に3.11東日本大震災を経て原子力事業に関する住民の意識も大きく変化しているものと思います。また、当時、事業者の方々が表明していたむつ施設からの「搬出先は第2再処理工場」との説明でしたが、今や経産省の文書のどこにも第2再処理工場に関わる文言は一切ありません。協定締結当時の大きな違いが生じていると言わざるを得ません。
こうしたことを考えるとあらためて全市内及び隣接自治体を含めたきめ細やかな説明会が絶対必要と考えます。よもや不実施ということはないと思いますが、その規模や回数、概要をお知らせ願います。
- ③ 安全協定は立地当事者4者で行う手筈かと思いますが、本協定には貴社も協定当事者としてお名前を連ねることになるのでしょうか。また、施設が隣接する東通村、風間浦村との協定も必要と考えますがそうした考えはおありでしょうか。

(5) その他の課題について

- ① 立地協定では保管期限を30～50年となっていますが、期限終了後には貴職の権限で本施設からの確実な搬出を確約できるのでしょうか。また、そのことについてのどのように青森県やむつ市へ担保されるのでしょうか。
- ② 今次の能登半島地震により、柏崎刈羽原発の再稼働には地域住民の同意はかなり困難だと判断しますが、それでも様々なリスクを冒して搬出することになるのでしょうか。また、万が一搬出作業中の大地震などについてどのようにお考えなのでしょうか。
- ③ むつ市条例で制定された使用済み核燃料税について貴職は現時点で正式な合意に達していないと判断していますが、現時点の判断などをお知らせいただきたく存じます。また、青森県との同様の協議の進展についてもお知らせください。
- ④ もし、搬入が具体的に決まった場合、その具体的な日時や搬入経路などは市民に通告などがあってしかるべきと思いますがいかにお考えでしょうか。
- ⑤ 昨今、北朝鮮による人工衛星発射報道が頻繁で当市にもその都度、Jアラートにより住民に対して注意喚起や警戒を発出しています。こうした事態について貴職としてどのような対応策を講じているのかお知らせ願います。
- ⑥ 現在、貴職の従業員は総計で80名程度と把握していますが、操業開始によって人員が増加することなどが発生するのでしょうか。また、現在の従業員の地元雇用者や親会社出向者の比率をお知らせください。

- ⑦ 仮に本事業が開始された場合、現在と比較して新設される使用済み核燃料税以外で地域に何らかの新たな経済効果などがあるとお考えでしょうか。
- ⑧ 先の原子力規制委員会で審査の大筋終了が報じられた際の当時の更田委員長が危惧していたキャスクの耐用年数切れによる入れ替えや万が一のキャスク破損事態などについて具体的な対応策などをお聞かせください。

以上

【連絡先】

〒035-0035 むつ市本町 1-1 「自然食品 檜葉」 気付

TEL 0175-22-7734 / 090-8924-5462